



【資料 1】

青森市国民健康保険税に係る 税率等の改定について

青森市税務部国保医療年金課

令和8年3月18日（水）



1 税率改定が必要となる背景

→ 令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が開始となる。 (☞ 図1~3 (P.3~5) 参照)

【子ども・子育て支援金制度とは】

- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、児童手当の抜本的拡充などのこども・子育て政策の給付拡充を図るための安定財源確保のため、国が創設した制度
- 当該制度の創設を受け、各保険者は、令和8年4月1日から医療保険料と併せて「子ども・子育て支援納付金」を徴収。国民健康保険税の新たな区分として、「子ども・子育て支援納付金」の税率を設定する必要あり



(☒ 1)

公的医療保険制度
加入者の皆様へ

こども・子育て世帯を応援！

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度が始まります



「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。





(図2)

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。


※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、令和10年度で月額**450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

子ども家庭庁HP





(図3)

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内
こどもまんなか
こども家庭庁

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

950万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- ・妊娠届出時に5万円
- ・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。

1回目
妊娠を届けたとき

2回目
妊娠後期

3回目
産後まもない時期

その後も継続的に支援

妊娠届出時
5万円

妊娠している
子どもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

育児休業給付

従来

支給額

=

休業開始時賃金日額

×

休業期間の日数

×

67%

※休業開始から日数180日

社会保険料の免除等で実質手取りで80%相当

令和7年度～

出生後一定期間内に両親とも14日以上育児休業を取った場合、最大28日間

80%

社会保険料の免除等で実質手取りで100%相当

※令和7年度から実施

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

(実父や養子を養育する父母の場合)

育児期間免除の対象期間

最大12ヶ月

(誕生日(養子となった日)から1歳)

(実母の場合)

産前産後免除の対象期間

産前産後期間
4ヶ月

産前産後期間に続く9ヶ月

(出産日から1歳)

※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども家庭庁作成
子ども・子育て支援金制度周知用リーフレットより



2 改定に当たり考慮すべき事項

(1) 保険料（税）水準の統一

→ 令和12年度以降、県内市町村の保険料（税）率は、
県が示す「標準保険料率」となる。

- 「保険料（税）水準の統一」とは、同じ所得・世帯構成であればどこに住んでいても保険料（税）水準を同じにすること
- 本県では令和12年度の統一を目指し、現在、県・国保連・各市町村が協議中
- 「保険料（税）水準の統一」後においては、現時点では、課税額に占める応能割額が減少、応益割額が増加する見込み
- 令和8年度の「標準保険料率」は、表1のとおり



(表1) 現行税率と標準保険料率

(子ども・子育て支援納付金分除く)

	医療分			後期支援分			介護分			合計			応能割・ 応益割比率	
	応能	応益		応能	応益		応能	応益		応能	応益		応能割 (%)	応益割 (%)
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)		
現行	9.71	20,040	24,720	2.46	6,360	7,680	2.74	9,260	4,540	14.91	35,660	36,940	52.59	47.41
R8標準保険 料率※	7.03	43,353		3.07	18,831		2.99	21,490		13.09	83,674		45.03	54.97
増減	△ 2.68	△ 1,407		0.61	4,791		0.25	7,690		△ 1.82	11,074		△ 7.56	7.56

※現時点では、都道府県統一の保険料率は2方式で提示される。

※応益分の増減欄は、便宜上、現行の均等割と平等割の合計と標準保険料率の均等割の差としている。

<用語解説> 応能割…所得割のように、「支払い能力に応じて負担する」部分。所得が多い人ほど負担額が大きくなる。
 応益割…均等割・平等割のように「受ける利益に応じて一律に負担する」部分。加入者や世帯ごとに定額で
 かかり、低所得者の負担感が大きいため、所得に応じた軽減（7割・5割・2割）を行っている。



2 改定に当たり考慮すべき事項

(2) 他の医療保険者の動向

→ 保険料率引下げの動きが見られる。

- 中小企業の社員らで構成される 協会けんぽの保険料率 が、賃上げによる保険料収入の増を理由に 34年振りに引き下げられる見通し (10.0%→9.9%)
- 協会けんぽの保険料率引下げを受け、大企業の従業員らが加入する 健保組合の保険料率 についても、国費の投入により引下げが図られるとの報道もあり



2 改定に当たり考慮すべき事項

(3) 他都市の動向等

→ 子ども・子育て支援納付金が負担増とならないよう
調整するところもあり

- 弘前市では、子ども・子育て支援納付金分が負担増とならないよう、医療給付費分の引下げを行う予定（全体でマイナスの改定）
- 県内10市の保険税（料）率、国民健康保険財政調整基金等の残高は、表3のとおり



(表3)

令和6年度国民健康保険税等に係る比較表(県内10市・税(料)率は令和7年度)

保険者名	被保険者数 (3-2月平均)	国民健康保険税(※)率 ※弘前市は保険料									被保険者1人あたりの国民健康保険税(料)調定額		収納率(未還付除)		被保険者1人あたりの医療給付費		基金保有額 (令和6年度末)		(参考)被保険者1人当たり基金保有額 (令和6年度末)	
		医療分			支援分			介護分												
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	(円)	順位	(%)	順位	(円)	順位	(千円)	順位	(千円)	順位
青森市	50,172	9.71	20,040	24,720	2.46	6,360	7,680	2.74	9,260	4,540	85,536	10	92.49	9	423,142	3	539,254	10	10.7	10
弘前市	35,509	8.80	22,400	22,600	3.20	8,600	7,600	3.40	10,400	6,000	98,957	5	94.79	7	411,112	5	3,560,240	1	100.3	8
八戸市	40,391	8.00	23,000	25,000	2.40	7,000	8,000	2.30	8,000	9,000	88,693	8	93.13	8	435,851	1	1,404,854	2	34.8	9
黒石市	7,133	8.40	24,500	23,000	1.90	6,700	5,800	1.80	8,700	5,100	89,708	7	96.04	2	421,227	4	910,608	7	127.7	3
五所川原市	11,964	7.27	25,210	21,500	2.21	7,400	6,400	2.02	9,400	5,500	85,539	9	95.84	4	393,336	6	1,294,194	3	108.2	7
十和田市	11,661	7.10	24,600	20,500	2.90	10,100	8,400	2.50	12,100	7,800	103,534	3	95.75	5	389,937	7	1,288,590	4	110.5	6
三沢市	7,001	8.00	25,000	31,000	3.00	8,000	9,500	2.30	10,000	7,000	109,642	1	92.10	10	386,989	9	777,685	9	111.1	5
むつ市	10,405	8.01	21,700	34,900	3.01	8,300	13,300	3.04	13,900	7,000	106,809	4	95.85	3	388,567	8	1,261,474	5	121.2	4
つがる市	8,169	7.04	28,800	24,000	2.57	10,800	8,400	2.35	13,200	7,200	95,694	6	97.96	1	380,111	10	1,199,081	6	146.8	1
平川市	6,753	7.80	19,800	21,600	2.90	7,400	8,100	2.85	9,500	7,700	106,809	2	95.25	6	423,418	2	908,790	8	134.6	2
平均	18,916	8.01	23,505	24,882	2.66	8,066	8,318	2.53	10,446	6,684	97,092		94.92		405,369		1,314,477		100.6	



県内10市と比較すると青森市は？

- ▶ 被保険者1人当たりの国民健康保険税（料）調定額は85,536円（10市平均97,092円）と、最も少ない
- ▶ 保険税収納率は92.49%（10市平均94.92%）と、2番目に低い
- ▶ 国民健康保険財政調整基金保有額は539,254千円（10市平均1,314,477千円）と、最も少ない（被保険者1人当たりでも、本市は10.7千円（10市平均100.6千円）と、最も少ない）

県内10市の比較では、本市の国保税収入・貯金は少ない



2 改定に当たり考慮すべき事項

(4) 本市の状況

→ **平成28年度の税率改定以降、国保財政の収支バランスは保たれている。令和7年度税収は回復基調**

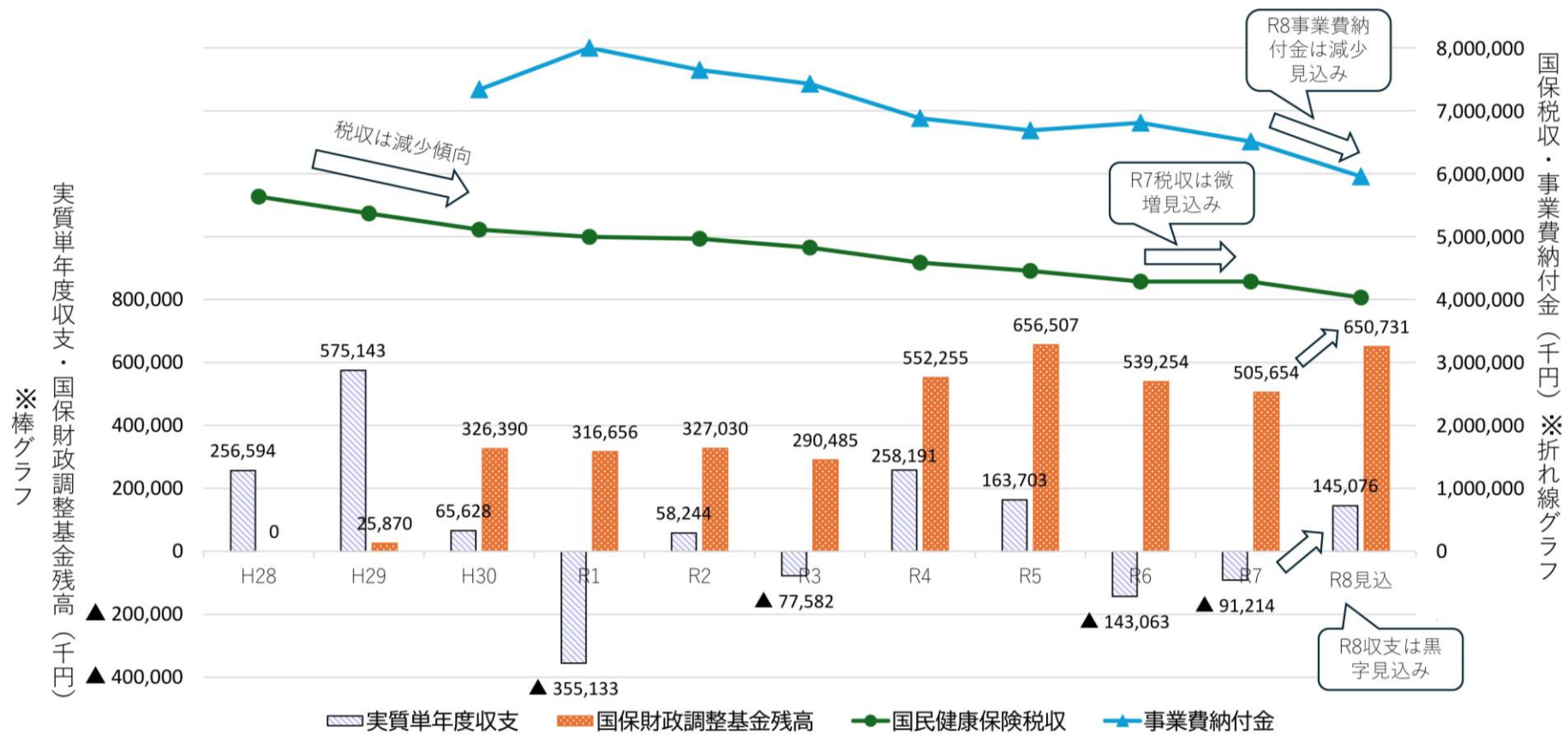
- 令和7年度の国保税収入は、被保険者数が前年度から2,000人以上減であるにもかかわらず、総所得の増により前年度決算額を上回る見込み
- また、令和8年度の被保険者1人当たりの県への事業費納付金は、県が剰余金（基金）を活用し、前年度並みに抑制（本来であれば、医療費の伸びや子ども・子育て支援納付金分で大幅に事業費納付金が増となる。）
- これらにより、子ども・子育て支援制度分を除いた令和8年度収支は、約1億4,500万円黒字の見込み（☞**図4参照**）
- これは、県から示された令和8年度の子ども・子育て支援制度金分に係る納付金額（1億4,748万9,000円）と同程度

<用語解説> 事業費納付金…県が医療給付を行う財源として、市区町村の保険料等を納付するもの。納付額は、県が見積もった医療費総額を基に、P.6の「標準保険料率」の算定と併せて毎年度決定される。



(図4)

青森市国民健康保険事業特別会計に係る収支の推移
(令和8年度は子ども・子育て支援制度を考慮していない)



(参考)被保険者1人当たりの事業費納付金の推移(令和3年度～)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費納付金(千円)	7,444,528	6,896,845	6,703,570	6,824,528	6,526,941	5,969,041
被保険者数(人)	58,351	55,785	52,910	50,172	47,539	45,214
1人当たり納付金(千円)	127.6	123.6	126.7	136.0	137.3	132.0

※被保険者数の令和7年度・令和8年度は推計値

子ども・子育て支援制度分を含めると135.3千円

本市では前年度以下に抑制



3 税率改定に係る本市案

- 令和8年度は、収支黒字分を活用し、子ども・子育て支援納付金の徴収分見合いを医療給付費分の保険税率引下げにより負担増とならないよう調整（☞表4参照・諮問内容）

※令和12年度の保険料（税）水準統一を見据えた調整は、今回見送り

- 令和9年度以降は、本市の国保財政は決して余裕があるわけではなく、また、今後の国保税収入及び県の算定する事業費納付金等の正確な見通しを立てるのも困難であるため、毎年度（令和11年度まで）、特別会計の収支状況を踏まえた上で判断



(表4) 税率改定に伴う現行税率との比較表

	区分	現行		改定後	比較	備考
医療給付費分	所得割 (%)	9.71	➔	9.41	△ 0.30	子ども・子育て支援金分の税率を減
	均等割 (円)	20,040		18,640	△ 1,400	
	平等割 (円)	24,720		23,820	△ 900	
後期高齢者支援金分	所得割 (%)	2.46		2.46	0	改定なし
	均等割 (円)	6,360		6,360	0	
	平等割 (円)	7,680		7,680	0	
介護納付金分	所得割 (%)	2.74		2.74	0	改定なし
	均等割 (円)	9,260		9,260	0	
	平等割 (円)	4,540		4,540	0	
子ども・子育て支援納付金分	所得割 (%)			0.30	0.30	県提示の市町村標準保険料率をベースに設定
	均等割 (円)		1,330	1,330		
	平等割 (円)		900	900		
	※ 18歳以上被保険者均等割額 (円)		70	70		
合計	所得割 (%)	14.91	14.91	0	全体では変更なし	
	均等割 (円)	35,660	35,660	0		
	平等割 (円)	36,940	36,940	0		

※子ども・子育て支援納付金は18歳未満に係る均等割額を18歳以上の被保険者が負担する形となるため、「18歳以上被保険者均等割額」の区分が追加となる。



税率改定による被保険者への影響は？

➤ 18歳未満の子どもがいる世帯※

⇒ 子ども1人につき、年1,400円の減額 (法定軽減前)

※18歳未満は約2,600人の見込み

➤ 18歳未満の子どもがいない世帯

⇒ 影響なし

➤ 医療給付費分の保険税算出額が課税限度額を超える世帯など※

⇒ 世帯の所得金額に応じて、子ども・子育て支援納付金の課税限度額である年3万円以内で増額

※医療給付費分の課税限度額超過世帯は約400世帯の見込み



4 今後のスケジュール

- ◆ 3月18日（水） 令和7年度第2回協議会（税率改定諮問）
※本日の協議会

- ◆ 4月14日（火） 令和8年度第1回協議会（税率改定答申）

- ◆ 6月議会 税率改定に係る条例案、補正予算案を提出



5 次年度以降の課題

- ▶保険料（税）水準統一後においては、税（料）率は、県が定める「標準保険料率」となり、国民健康保険財政調整基金については財政調整機能が縮小され、その用途は限定的なものとなるため、統一前の令和11年度末時点でどの程度の基金残高が必要となるか、今後も見極める必要がある。
- ▶また、統一後においては、本市では応益割の比率が上がる見込み（P.7のとおり現時点では47.41%⇒54.97%）であることから、統一時に急激な影響が出ないような対策について、今後検討を要する。